

Ⅷ 材料評価室

1 材料評価室について

材料評価室は、材料科学に関する教育・研究に資することを目的とし、材料の開発と解析に関する教育・研究の支援に関することや、材料評価室を利用する公開講座、共同研究、受託研究などの支援に関すること、産学交流に伴う技術支援に関することなどの業務を行っている。

材料評価室利用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、材料評価室規程第6条の規定に基づき、材料評価室の利用に関する事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 材料評価室を利用することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本校学生
- (2) 本校教職員
- (3) その他材料評価室長（以下「室長」という。）が特に認める者

(利用の申請及び承認)

第3条 材料評価室を利用しようとする者は、「材料評価室利用申請書」（別紙様式1）により室長に申請し、材料評価室会議の審議を経て、その承認を受けなければならない。ただし、本校教職員及び学生については、申請書の提出を免除する。

(施設、設備等の利用)

第4条 材料評価室の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、別に定める「材料評価室利用心得」に従って利用するものとする。

2 利用者の過失によって施設、設備が破損又は故障したときは、原則として当該利用者の負担によって修復するものとする。

(経費の負担)

第5条 利用者は、利用に係る必要な経費を負担しなければならない。ただし、室長が特に必要と認めるときは、材料評価室会議の審議を経て、利用に係る経費の全部又は一部を負担させないことができる。

2 経費の負担額及び負担方法は、室長が定める。

(利用承認の取消)

第6条 室長は、この細則又はこの細則に基づく定めに従わない者、その他材料評価室の運営に支障を生ぜせしめた者に対し、材料評価室会議の審議を経て、利用の承認を取り消すことができる。

(機器の設置)

第7条 機器等の設置は「材料評価室機器設置願」（別紙様式2）が提出された後、材料評価室会議の審議を経て承認する。

2 新規に導入された機器等について、材料評価室会議において室員の追加が必要と判断された場合、室長は研究担当副校長に任命を要請するものとする。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、材料評価室の利用に関する必要な事項は、材料評価室会議の審議を経て室長が定める。

附則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成26年6月1日から施行する。